

第1章 このテキストの使い方

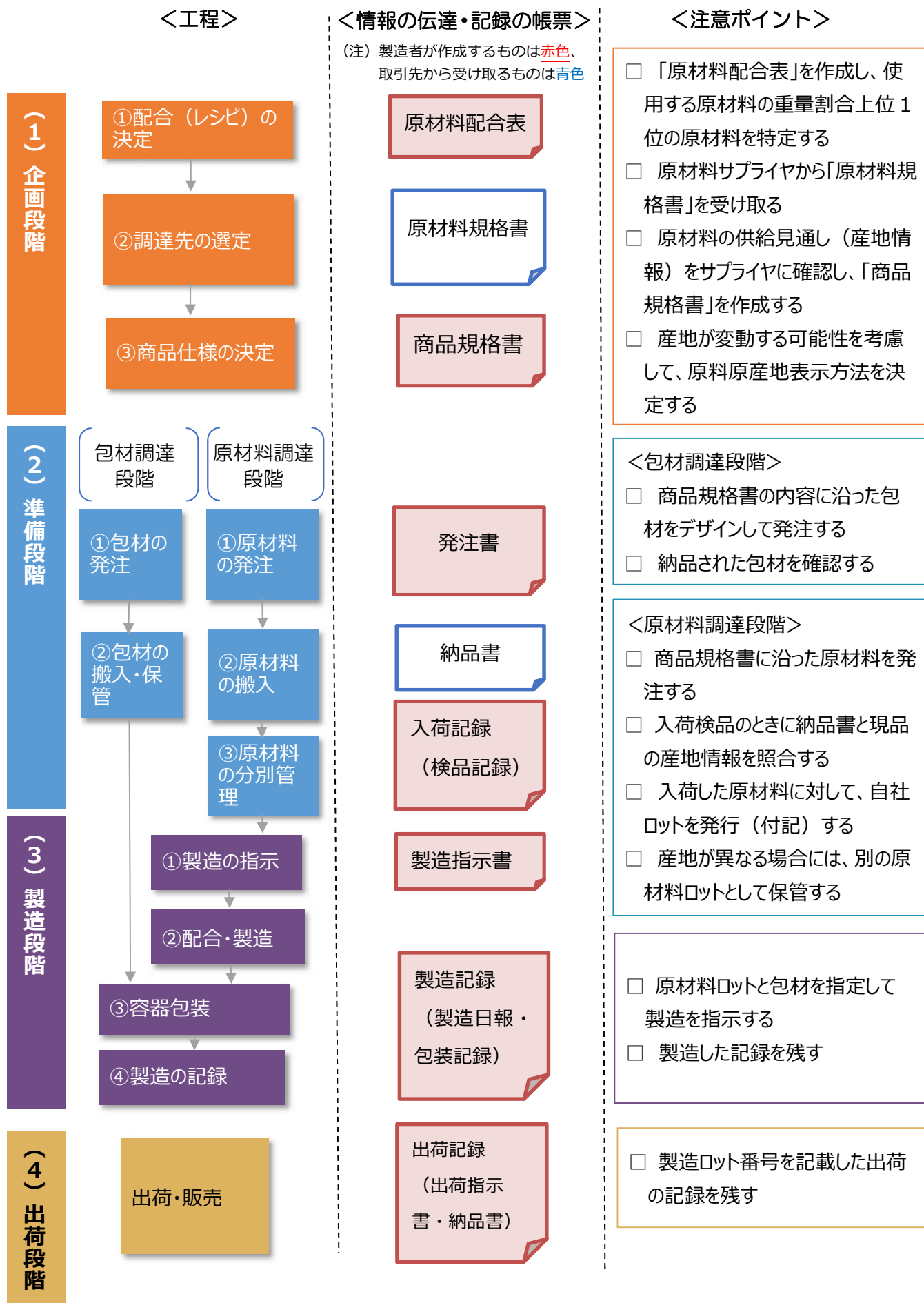
加工食品の原材料に関する表示には、使用した原材料を重量順に表示するほか、国内で製造されるすべての加工食品を対象とした「原料原産地表示」¹や、特色のある原材料を使用している旨を強調した「特色のある原材料の表示」²等があります。

このテキストでは、畜産加工品を対象として、原材料に関する情報のうち、原料原産地表示の対象となる「原産地（原産国）」の変更状況に着目したモデルとして、**ソーセージ（ウインナー）とヨーグルト**を例とし、**それぞれの注意ポイントを企画・準備・製造・出荷の各段階に分けて解説**します。

¹「原料原産地表示」、²「特色ある原材料の表示」については p.5 をご参照ください。

<畜産加工品製造の流れ>

基本的な製造の流れは以下のとおりとなっております。



1 「原料原産地表示」

平成29年9月1日より（令和4年4月1日完全施行）、国内で製造されるすべての加工食品を対象に、重量割合上位1位の原材料の原産地を国名で表示することが義務付けられている。表示すべき原産地が複数ある場合には国別重量順表示。条件*により「又は表示」や「大括り表示」が可能。（「原料原産地マニュアル」参照）

※条件の1つに、Q&Aにおいて以下のとおり明示されている。（Q&A 原原-40 参照）

- 1 （原原-27）、（原原-32）、（原原-38）のとおりに、「又は表示」や「大括り表示」等ができる条件の1つとして、食品表示基準第41条の努力義務の規定とは別に、過去又は今後の一定期間における原産地ごとの重量順位の変動や産地切替えがあることを示す資料や、過去又は今後の一定期間における原産地ごとの使用割合の順を示す資料の保管が定められています。
- 2 根拠資料等の保管期間は、その根拠を基に表示が行われている製品の
 - ① 賞味（消費）期限に加えて1年間
 - ② 賞味期限の表示を省略している製品については、製造をしてから5年間とします。
- 3 「又は表示」、「大括り表示」等には過去の使用実績が活用されることとなりますので、そのことを見越して、現在の産地別使用割合等の書類の保管を行ってください。

2 「特色のある原材料の表示」

「〇〇使用」、「〇〇入り」のように、特色のあることを示す用語を冠する等により、一般的名称で表示される原材料に対し差別化が図られたもの。Q&Aにおいて以下のとおり例示されている。（Q&A 加工-208 参照）

- ・ 特定の原産地のもの
- ・ 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品
- ・ 非遺伝子組換えのもの等
- ・ 特定の製造地のもの
- ・ 特別な栽培方法により生産された農産物
- ・ 品種名等
- ・ 銘柄名、ブランド名、商品名

なお、特色のある原材料等に関する事項を表示する場合、次のいずれかの割合を当該表示に近接した場所又は原材料名の次に括弧を付して表示する。ただし、その割合が100%である場合には、割合の表示を省略することができる。（「基準」第7条の表中「特色のある原材料等に関する事項」の項を参照）

- 1 特色のある原材料の製品の原材料及び添加物に占める重量の割合
- 2 特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類を合わせたものに占める重量の割合（この場合において、特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類を合わせたものに占める重量の割合である旨の表示を表示する。）